

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)(案)

評価書番号	評価書名
41	健康増進及び予防接種に関する事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

越谷市は、健康増進及び予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

健康増進及び予防接種に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

越谷市長

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進及び予防接種に関する事務
②事務の内容 ※	<p>1健康増進法に基づく各種健診  <b>【概要】</b> 健康増進法に基づく各種検診など、市民の健康増進に関する事業の提供・結果管理を行う  <b>【具体的内容】</b>            対象者への受診券、勧奨通知の発行、事業対象であることの確認、事業の提供、事後指導・結果管理に関する事務</p> <p>2予防接種法に基づく予防接種  <b>【概要】</b> 予防接種法に基づく予防接種の実施、接種記録の管理・保管に関する事務を行う。  <b>【具体的内容】</b>            対象者への接種勧奨、予防接種の実費徴収、医療機関での予防接種の実施、医療機関への接種委託料の支払い、接種記録の管理・保管に関する事務、情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会、提供事務</p> <p>3新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務            ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。            ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p>
③対象人数	<p>[ 30万人以上 ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;            1) 1,000人未満            2) 1,000人以上1万人未満            3) 1万人以上10万人未満            4) 10万人以上30万人未満            5) 30万人以上</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	健康管理システム
②システムの機能	<p>1. 予防接種            ・未成年者、成年者の定期予防接種情報を管理する。            ・情報提供ネットワークによる照会            ・情報提供ネットワークへの提供情報作成</p> <p>2. 成人検診            ・健(検)診受診結果の管理を行う。            ・健(検)診受診結果の照会を行う。            ・受託機関から健(検)診結果を取り込む。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	福祉宛名システム
②システムの機能	<p>1. 宛名情報の登録、照会、更新            2. 住登外宛名の登録、照会、更新</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>

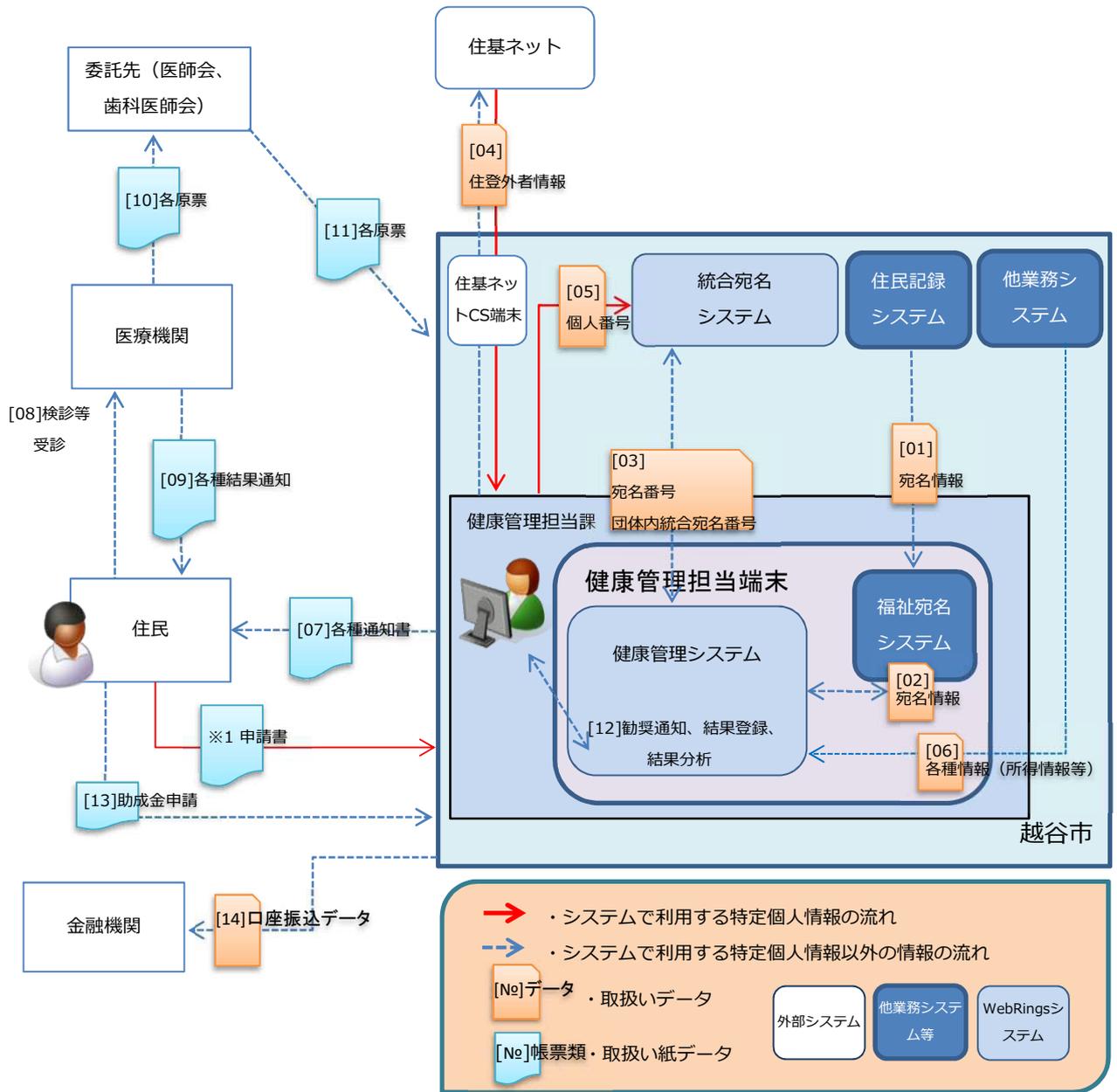




3. 特定個人情報ファイル名	
(1)健康診査実施事務情報ファイル (2)予防接種対象者関係情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	1. 健康診査実施事務情報ファイル 健康増進法に基づく検診等の対象者であるかの確認に用いる。 2. 予防接種対象者関係情報ファイル 予防接種法に基づく予防接種の対象者・予防接種の実施記録等の管理に用いる。
②実現が期待されるメリット	1. 健康診査実施事務情報ファイル 個人番号により、個人を特定し適正な検診履歴等の管理を行うことができる。 2. 予防接種対象者関係情報ファイル 予防接種の対象者であることの確認、接種記録の管理等により、未接種者を迅速に把握でき、感染症の発生及びまん延防止につながる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一 10の項、76の項 ・第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供) 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第10条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号、第54条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	情報照会: 番号法第19条第8号及び別表第二 16の2項、17項、18項、19項 情報提供: 番号法第19条第8号及び別表第二 16の2項、16の3 健康診査実施情報ファイルについては実施せず
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健医療部健康づくり推進課
②所属長の役職名	課長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容

【各種検診に関する事務の流れ】



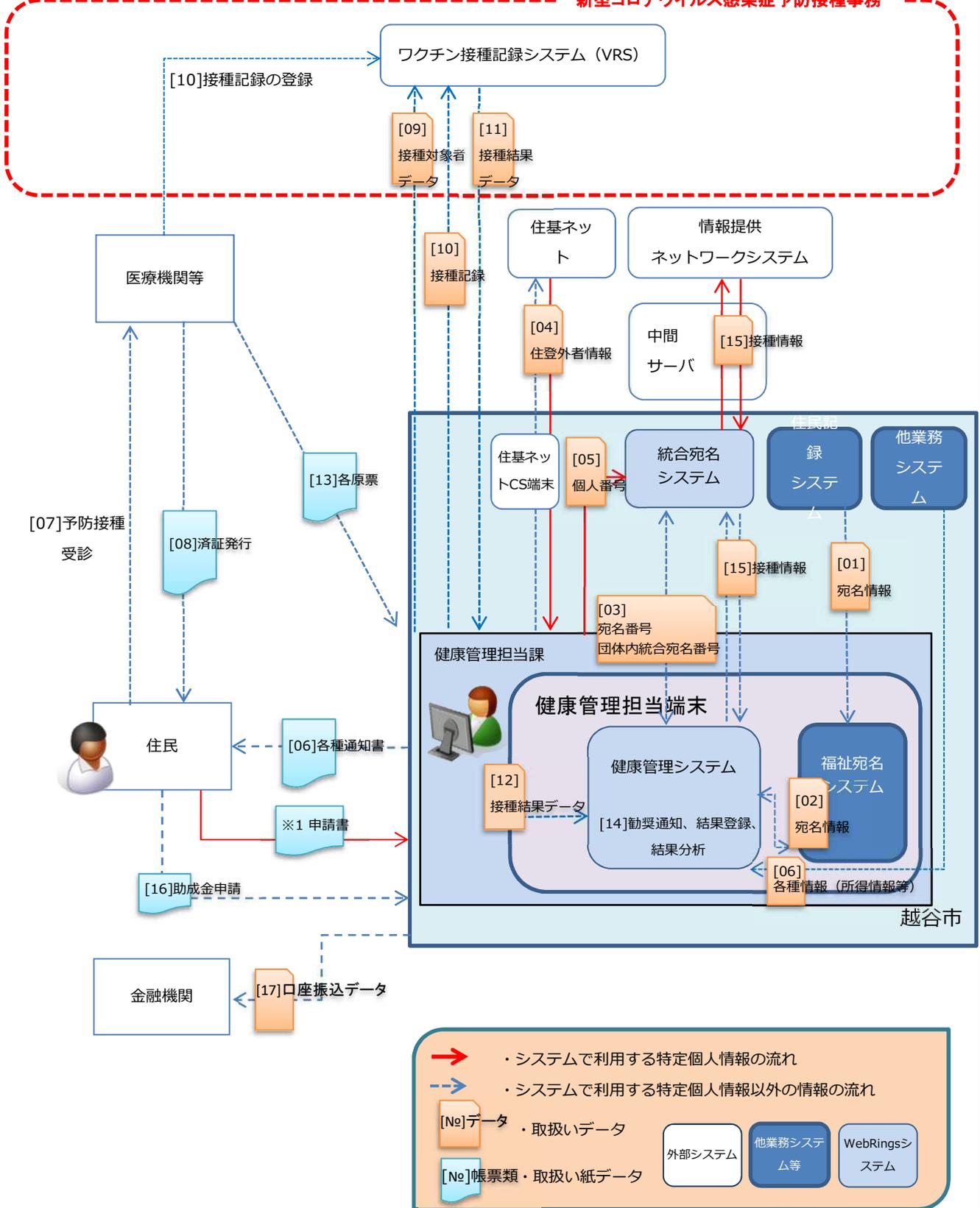
(備考)

- [01] 住民記録システムより宛名情報を入手する。
  - [02] 福祉宛名システムより宛名情報を入手する。
  - [03] 統合宛名システムより宛名番号情報を入手する。
  - [04] 住基ネットCS端末より住登外者情報を照会する。
  - [05] 健康管理担当課にて番号情報を入手、更正する。
  - [06] 他業務システムより情報を入手する。(所得情報等)
  - [07] 個人に各種通知書(勸奨通知、受診券、結果表等)を発行する。
  - [08] 個人が医療機関に受診を行う。
  - [09] 医療機関より個人宛に各種通知書(結果表等)を発行する。
  - [10] 医療機関より委託先へ各種原票が送付される。
  - [11] 委託先より健康管理担当課へ各種原票が送付される。
  - [12] 健康管理担当課にて健康管理システムより各種通知書、結果登録等を行う。
  - [13] 住民から助成金の申請を受け付ける。
  - [14] 助成金額を記録した口座振替データを金融機関に送付する。
- ※1 住民から申請書を受け付ける。

(別添1) 事務の内容

【予防接種に関する事務の流れ】

新型コロナウイルス感染症予防接種事務



(備考)

- [01] 住民記録システムより宛名情報を入手する。
  - [02] 福祉宛名システムより宛名情報を入手する。
  - [03] 統合宛名システムより宛名番号情報を入手する。
  - [04] 住基ネットCS端末より住登外者情報を照会する。
  - [05] 健康管理担当課にて番号情報を入手、更正する。
  - [06] 個人に各種通知書(勧奨通知、受診券、結果表等)を発行する。
  - [07] 個人が医療機関で受診を行う。
  - [08] 個人宛に接種済証を発行する。
  - [09] 接種対象者データをLGWAN端末からVRSIに登録する。
  - [10] 接種会場、または医療機関にて、AI-OCRで読み取り、VRSIに接種結果を登録する。また、医療従事者等については、健康管理担当課にて登録する。
  - [11] 健康管理担当課にてVRSIから接種結果を取得する。
  - [12] 健康管理担当課にて接種結果を健康管理システムに取り込む。
  - [13] 医療機関等より健康管理担当課へ各種原票が送付される。
  - [14] 健康管理担当課にて健康管理システムより各種通知書、結果登録等を行う。
  - [15] 情報提供ネットワークシステムより情報入手する。(接種履歴)
  - [16] 住民からの助成金の申請を受け付ける。
  - [17] 助成金額を記録した口座振替データを金融機関に送付する。
- ※1 住民から申請書を受け付ける。

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
健康診査実施事務情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	越谷市に住民登録している健康増進事業の対象となる者又は居住者
その必要性	市で実施するがん検診等の検診情報を適正に管理する必要があるため
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、その他識別情報: 対象者の特定、接種記録の管理を行うために保有</li> <li>・4情報、連絡先: 正確に本人を特定するために保有</li> <li>・地方税関係情報: 非課税世帯からの申し出により無料受診券の発行を行うために保有</li> <li>・健康・医療関係情報: 本人の健康管理及び検診の受診勧奨を適正に行うために保有</li> <li>・生活保護・社会福祉関係情報: 生活保護等受給者の健康診査を行うために保有</li> </ul>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	
⑥事務担当部署	保健医療部健康づくり推進課

3. 特定個人情報の入手・使用								
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )							
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )							
③入手の時期・頻度	・本人から申請を受けた都度入手する。 ・健診記録については、接種を行った医療機関から月次単位で入手する。							
④入手に係る妥当性	・健康増進事業に関する事務において、対象者抽出・健診結果情報等を適正に管理する必要があるため。							
⑤本人への明示	本人等から入手する場合は本人等に対し、使用目的等を文書に明示又は口頭で説明する。							
⑥使用目的 ※	健康増進事業を実施するうえでの本人確認を正確に行うため							
	変更の妥当性 —							
⑦使用の主体	使用部署 ※ 保健医療部健康づくり推進課							
	使用者数 [ 10人以上50人未満 ] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
＜選択肢＞								
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満							
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満							
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上							
⑧使用方法 ※	①受診券発送対象者抽出・受診勧奨事務: 検診等の情報を個別勧奨にてお知らせする。 ②検診情報の管理事務: 検診委託期間から提出された個人記録票に記載された者が検診対象者であるか確認する。 ③精密検査未受診者に受診勧奨通知を行う。							
	情報の突合 ※ 個人記録票に記入された整理番号、住所、氏名、生年月日等と突合し、検診等の対象者かどうか確認する。							
	情報の統計分析 ※ 個人を判別しうるような情報の統計は行わない。							
	権利利益に影響を与え得る決定 ※ 検診対象者であるかの決定を行う。							
⑨使用開始日	平成28年1月1日							

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ <input type="checkbox"/> 委託する ] <input checked="" type="checkbox"/> 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	健康管理システムの保守運用	
①委託内容	健康管理システムの保守運用	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	
対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
その妥当性	保守運用業務の範囲は、ハードウェア、ソフトウェア、運用業務としての電算処理にわたり、システム上保有する全てのファイルを取り扱うため。	
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ]	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法	総務部契約課窓口にて公表している。	
⑥委託先名	株式会社アイネス	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ <input type="checkbox"/> 再委託しない ] <input checked="" type="checkbox"/> 再委託する
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ ] 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ○ ] 行っていない
<b>提供先1</b>	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ] <span style="float: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </span>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先2～5</b>	
<b>提供先6～10</b>	
<b>提供先11～15</b>	
<b>提供先16～20</b>	
<b>移転先1</b>	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ] <span style="float: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </span>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	
<b>移転先2～5</b>	
<b>移転先6～10</b>	
<b>移転先11～15</b>	
<b>移転先16～20</b>	

6. 特定個人情報の保管・消去													
①保管場所 ※	<p>&lt;越谷市における措置&gt;</p> <p>①入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。            ②サーバーへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。            ③紙媒体については越谷市文書管理規程により施錠できるファイリングキャビネットに保管する。</p>												
②保管期間	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">1) 1年未満</td> <td style="width: 33%;">2) 1年</td> <td style="width: 33%;">3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td>10) 定められていない</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>[ 定められていない ]</p>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年											
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上											
10) 定められていない													
その妥当性	健診後、当分の間、経過の確認が必要なため、長期間保管する必要がある。												
③消去方法	<p>&lt;越谷市における措置&gt;</p> <p>①サーバーやパソコン等の処理時には、データ消去ソフトによりデータ復元不可能な状態にし、物理的な破棄を行う。            ②申請書等紙媒体については、内部にて定められた期間保存後溶解処理を行う。</p>												
7. 備考													

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種対象者関係情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種法に基づく予防接種の対象者及び当該者と同一の世帯に属する者
その必要性	予防接種法に基づく定期予防接種対象者であること、対象者の接種記録を適正に管理・保管、予防接種の実費負担の有無を決定するために必要
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、その他識別情報: 対象者の特定、接種記録の管理を行うために保有</li> <li>・4情報、連絡先: 正確に本人を特定するために保有</li> <li>・地方税関係情報、生活保護・社会福祉関係情報: 予防接種の実費に係る負担の有無を決定するために保有</li> <li>・健康・医療関係情報: 予防接種記録の管理を行うために保有</li> </ul>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	保健医療部健康づくり推進課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( ワクチン接種記録システム(VRS) )	
③入手の時期・頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡先情報については本人から申請を受けた都度入手する。</li> <li>・業務関係情報の地方税関係情報については、情報提供ネットワークシステムを使用して申請を受けた都度入手する。</li> <li>・接種記録については、接種を行った医療機関から月次単位で入手する。</li> </ul> <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度(転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ)</li> <li>・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度</li> </ul>	
④入手に係る妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡先情報及び地方税関係情報を本人等から入手する場合、本人又は本人の代理人等が必要となった時に申請書により申請を行うため、情報は申請を受けた都度入手する。</li> <li>・連絡先情報及び地方税関係情報を情報提供ネットワークを使用して入手する場合、本人又は本人の代理人等が必要となった時に申請書により申請を行うため、情報は申請を受けた都度入手する。</li> <li>・接種記録は実施した医療機関から月ごとに入手する。</li> </ul> <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手する。(番号法第19条第15号)</li> <li>・本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第15号)</li> </ul>	
⑤本人への明示	本人等から入手する場合は本人等に対し、使用目的等を文書に明示又は口頭で説明する。また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、接種者からの同意を得て入手する。	
⑥使用目的 ※	対象者の資格管理、接種記録の管理・保管に係る事務を適正に行うため	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	保健医療部健康づくり推進課
	使用者数	[ 10人以上50人未満 ]           <選択肢>           1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		①対象者の資格管理 住民票関係情報、地方税関係情報、本人等の申請内容等をシステムに登録し、登録された情報を基に予防接種法に基づく予防接種の対象者及び予防接種費用の実費の有無を確認する。 ②接種記録の管理・保管 システムに接種記録を登録し、接種記録の管理・保管を行う。 ③予防接種費用の実費徴収に関する事務 本人等の申請、住民票関係情報、地方税関係情報等のシステムに登録された情報を基に、予防接種費用の実費に係る免税対象者の確認及び確認結果の通知を行う。 ④新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務 ・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。
	情報の突合 ※	申請者情報を住民票関係情報、地方税関係情報と突合し、対象者の資格を確認する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、本市の接種記録と突合する。(転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う。)
	情報の統計分析 ※	特定の個人を判別しうるような情報の統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	予防接種費用の実費に係る負担の有無の決定
⑨使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 2 ) 件	
委託事項1	健康管理システムの保守運用	
①委託内容	健康管理システムの保守運用	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
その妥当性	保守運用業務の範囲は、ハードウェア、ソフトウェア、運用業務としての電算処理にわたり、システム上保有する全てのファイルを取り扱うため	
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ <input type="radio"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法	総務部契約課窓口にて公表している	
⑥委託先名	株式会社アイネス	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者	
その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( LG-WAN回線を用いた提供 )	

⑤委託先名の確認方法		下記、「⑥委託者名」の項の記載より確認できる。
⑥委託先名		株式会社ミラボ
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <span style="margin-left: 20px;">&lt;選択肢&gt;</span> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		





## (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

### <生ポリオ>

1.接種日,2.接種場所,3.接種時年齢,4.請求年月,5.診察区分,6.LOT-NO,7.転入前接種,8.予診医師名,9.接種医師名,10.公費自費区分,11.委託料,12.接種量,13.接種番号,14.体温,15.製薬会社,16.備考,17.整理番号,18.備考1,19.備考2,20.備考3

### <日本脳炎>

1.接種日,2.接種場所,3.接種時年齢,4.請求年月,5.診察区分,6.LOT-NO,7.転入前接種,8.予診医師名,9.接種医師名,10.公費自費区分,11.委託料,12.接種量,13.接種番号,14.体温,15.製薬会社,16.備考,17.整理番号,18.備考1,19.備考2,20.備考3

### <二種混合>

1.接種日,2.接種場所,3.接種時年齢,4.請求年月,5.診察区分,6.LOT-NO,7.転入前接種,8.予診医師名,9.接種医師名,10.公費自費区分,11.委託料,12.接種量,13.接種番号,14.体温,15.製薬会社,16.備考,17.整理番号,18.備考1,19.備考2,20.備考3

### <三種混合>

1.接種日,2.接種場所,3.接種時年齢,4.請求年月,5.診察区分,6.LOT-NO,7.転入前接種,8.予診医師名,9.接種医師名,10.公費自費区分,11.委託料,12.接種量,13.接種番号,14.体温,15.製薬会社,16.備考,17.整理番号,18.備考1,19.備考2,20.備考3

### <BCG>

1.接種日,2.接種場所,3.接種時年齢,4.請求年月,5.診察区分,6.LOT-NO,7.転入前接種,8.予診医師名,9.接種医師名,10.公費自費区分,11.委託料,12.接種量,13.接種番号,14.体温,15.製薬会社,16.備考,17.整理番号,18.備考1,19.備考2,20.備考3

### <麻しん>

1.接種日,2.接種場所,3.接種時年齢,4.請求年月,5.診察区分,6.LOT-NO,7.転入前接種,8.予診医師名,9.接種医師名,10.公費自費区分,11.委託料,12.接種量,13.接種番号,14.体温,15.製薬会社,16.備考,17.整理番号,18.備考1,19.備考2,20.備考3

### <風しん>

1.接種日,2.接種場所,3.接種時年齢,4.請求年月,5.診察区分,6.LOT-NO,7.転入前接種,8.予診医師名,9.接種医師名,10.公費自費区分,11.委託料,12.接種量,13.接種番号,14.体温,15.製薬会社,16.備考,17.整理番号,18.備考1,19.備考2,20.備考3

### <MR>

1.接種日,2.接種場所,3.接種時年齢,4.請求年月,5.診察区分,6.LOT-NO,7.転入前接種,8.予診医師名,9.接種医師名,10.公費自費区分,11.委託料,12.接種量,13.接種番号,14.体温,15.製薬会社,16.備考,17.整理番号,18.備考1,19.備考2,20.備考3

### <ツベルクリン反応>

1.接種日,2.接種場所,3.接種時年齢,4.転入前接種,5.請求年月,6.接種番号,7.診察区分,8.体温,9.接種量,10.予診医師名,11.接種医師名,12.製薬会社,13.LOT-NO,14.備考,15.整理番号,16.公費自費区分,17.委託料,18.判定,19.判定補足,20.長径,

### <Hib>

4.請求年月,5.診察区分,6.LOT-NO,7.初回接種年月日,8.初回接種年齢区分,9.転入前接種,10.予診医師名,11.接種医師名,12.公費自費区分,13.委託料,14.接種量,15.接種番号,16.体温,17.製薬会社,18.備考,19.整理番号,20.備考1,21.備考2,22.備考3,

### <小児用肺炎球菌>

4.請求年月,5.診察区分,6.LOT-NO,7.初回接種年月日,8.初回接種年齢区分,9.転入前接種,10.予診医師名,11.接種医師名,12.公費自費区分,13.委託料,14.接種量,15.接種番号,16.体温,17.製薬会社,18.備考,19.整理番号,20.備考1,21.備考2,22.備考3,

### <子宮頸がん予防>

1.接種日,2.接種場所,3.接種時年齢,4.請求年月,5.診察区分,6.LOT-NO,7.ワクチン,8.転入前接種,9.予診医師名,10.接種医師名,11.公費自費区分,12.委託料,13.接種量,14.接種番号,15.体温,16.製薬会社,17.備考,18.整理番号,19.備考1,20.備考2,21.備考3,22.備考3,

### <不活化ポリオ>

1.接種日,2.接種場所,3.接種時年齢,4.請求年月,5.診察区分,6.LOT-NO,7.転入前接種,8.予診医師名,9.接種医師名,10.公費自費区分,11.委託料,12.接種量,13.接種番号,14.体温,15.製薬会社,16.備考,17.整理番号,18.備考1,19.備考2,20.備考3,

### <四種混合>

1.接種日,2.接種場所,3.接種時年齢,4.請求年月,5.診察区分,6.LOT-NO,7.転入前接種,8.予診医師名,9.接種医師名,10.公費自費区分,11.委託料,12.接種量,13.接種番号,14.体温,15.製薬会社,16.備考,17.整理番号,18.備考1,19.備考2,20.備考3,

## (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

### <高齢者インフルエンザ>

1.年度,2.接種日,3.医療機関名,4.接種時年齢,5.回数, 6.市外受診区分, 7.請求年月, 8.診察区分, 9.LOT-NO, 10.自己負担額, 11.身体障害者手帳1級, 12.該当理由, 13.台帳表示項目,

### <高齢者肺炎球菌>

1.年度,2.接種日,3.医療機関名,4.接種時年齢,5.過去に接種したことがあるか, 6.過去の接種日, 7.過去のワクチン名, 8.市外受診区分, 9.身体障害者手帳1級, 10.該当理由, 11.請求年月, 12.診察区分, 13.接種ワクチン名, 14.LOT-NO, 15.接種部位, 16.自己負担額, 17.台帳表示項目,

### <水痘>

1.接種日,2.接種場所,3.接種時年齢,4.請求年月, 5.診察区分, 6.LOT-NO, 7.転入前接種, 8.予診医師名, 9.接種医師名, 10.公費自費区分, 11.委託料, 12.接種量, 13.接種番号, 14.体温, 15.製薬会社, 16.備考, 17.整理番号, 18.備考1, 19.備考2, 20.備考3,

### <B型肝炎>

1.接種日,2.接種場所,3.接種時年齢,4.請求年月, 5.診察区分, 6.LOT-NO, 7.ワクチン, 8.転入前接種, 9.予診医師名, 10.接種医師名, 11.公費自費区分, 12.委託料, 13.接種量, 14.接種番号, 15.体温, 16.製薬会社, 17.備考, 18.整理番号, 19.備考1, 20.備考2, 21.備考3,

### <風しん抗体検査>

1.検査日,2.接種場所,3.検査時年齢,4.抗体価, 5.単位, 6.抗体価単位, 7.判定結果, 8.検査番号, 9.備考, 10.請求年月, 11.委託料, 12.データ更新日,

### <成人男性風しん>

1.接種日,2.接種場所,3.接種時年齢,4.診察区分, 5.LOT-NO, 6.転入前接種, 7.予診医師名, 8.接種医師名, 9.公費自費区分, 10.委託料, 11.接種量, 12.接種番号, 13.体温, 14.製薬会社, 15.備考, 16.整理番号, 17.備考1, 18.備考2, 19.備考3,

### <ロタウイルス>

1.接種日,2.接種場所,3.接種時年齢,4.請求年月, 5.診察区分, 6.LOT-NO, 7.ワクチン, 8.転入前接種, 9.予診医師名, 10.接種医師名, 11.公費自費区分, 12.委託料, 13.接種量, 14.備考1, 15.備考2, 16.備考3,

### <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目>

- ・個人番号
- ・宛名番号
- ・自治体コード
- ・接種券番号
- ・属性情報(氏名、生年月日、性別)
- ・接種状況(実施/未実施)
- ・接種回(1回目/2回目)
- ・接種日
- ・ワクチンメーカー
- ・ロット番号

### 団体内統合宛名

1.個人番号、2.情報提供用個人番号識別符号、3.団体内宛名番号

### 中間サーバー

1.情報提供等の記録等

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

〈胃がん検診〉

1.年度,2.受診日,3.集団個別区分,4.医療機関名,5.年度末年齢,6.受付番号,7.総合判定,8.判定1\_\_部位,9.判定1\_\_レントゲン所見,10.判定2\_\_部位,11.判定2\_\_レントゲン所見,12.判定3\_\_部位,13.判定3\_\_レントゲン所見,14.判定4\_\_部位,15.判定4\_\_レントゲン所見,16.その他所見,17.総合コメント,18.撮影枚数,19.スプット撮影,20.血縁でがんにかかった人,21.いる\_続柄,22.いる\_部位,23.いる\_続柄,24.いる\_部位,25.最近の身体症状等,26.ある\_\_症状\_胃の痛み・もたれ,27.ある\_\_症状\_食欲減退感,28.ある\_\_症状\_飲食時の違和感・咳き込み,29.ある\_\_症状\_胸のしみる感じ,30.ある\_\_症状\_便通異常(下痢・便秘),31.ある\_\_症状\_便通異常(血便・黒い便),32.ある\_\_症状\_体重減少,33.ある\_\_症状\_妊娠中,34.ある\_\_症状\_バリウム嚥下後の体調不良経験,35.ある\_\_症状\_身体を動かすときの痛み,36.ある\_\_症状\_その他,37.お酒を飲むか,38.たばこをすうか,39.やめた\_喫煙開始年齢,40.やめた\_喫煙終了年齢,41.やめた\_1日の本数,42.すう\_1日の本数,43.すう\_喫煙期間,44.塩分の摂取,45.今まで病気をしたことがあるか,46.今まで病気をしたことある\_\_部位,47.ある\_\_病名,48.今まで病気をしたことある\_\_部位,49.ある\_\_病名,50.今までにがんにかかったことはあるか,51.ある\_病名,52.現在治療中の病気があるか,53.ある\_\_部位,54.その他,55.今まで胃の検査を受けたことはあるか,56.胃の検査\_ある\_年齢,57.ある\_検査法,58.ある\_結果,59.ある\_検査法,60.ある\_結果,61.今までに腹部の手術をしたことがあるか,62.ある\_\_部位,63.ある\_\_年齢,64.ある\_\_部位,65.ある\_\_年齢,66.事後指導,67.医師名,68.請求日

〈胃がん精検〉

1.年度,2.受診日,3.医療機関名,4.年度末年齢,5.精密検査結果,6.精密検査方法,7.胃がん以外の疾患,8.胃がん以外の疾患,9.胃がん以外の疾患,10.胃がん以外の疾患,11.精密検査\_備考,12.今後の処置,13.今後の処置\_備考

〈肺がん検診〉

1.年度,2.受診日,3.医療機関名,4.年度末年齢,5.フィルムNO.,6.結果指導,7.既往歴,8.レントゲン検査所見あり,9.所見,10.喀痰細胞診\_検体提出,11.喀痰細胞診,12.よく「せき」がでる,13.よく「たん」がでる,14.«たん»に血がまじることがある,15.胸痛または胸部の不快感がある,16.のどの奥に異物感がある,17.最近急にやせてきた,18.最近声がかすれる,19.微熱・寝汗をかく,20.喫煙歴,21.1日平均喫煙本数,22.喫煙年数,23.喫煙指数,24.埃っぽい場所で働いた経験\_溶接,25.埃っぽい場所で働いた経験\_ガラス溶接,26.埃っぽい場所で働いた経験\_石綿(アスベスト),27.埃っぽい場所で働いた経験\_製材所,28.埃っぽい場所で働いた経験\_陶器,29.埃っぽい場所で働いた経験\_その他,30.いつから,31.家族で「がん」にかかった方がいますか,32.現在呼吸器系の病気で治療を受けていますか,33.病名,34.請求日

〈肺がん精検〉

1.年度,2.受診日,3.医療機関名,4.年度末年齢,5.精密検査結果,6.がん以外の疾病名,7.精密検査方法,8.その他内容(検査方法),9.その他

〈大腸がん検診〉

1.年度,2.受診日,3.医療機関名,4.年度末年齢,5.総合指導区分,6.総合判定結果,7.b.他の医療機関へ紹介,8.c.その他の内容,9.便秘をするようになった,10.便秘\_はい\_いつ頃から,11.下痢をしやすくなった,12.下痢\_はい\_いつ頃から,13.お腹がはった感じがする,14.お腹がはった\_はい\_いつ頃から,15.便に血や粘液が混ざることがある,16.便に血\_粘液\_はい\_いつ頃から,17.便が細くなってきた,18.便が細く\_はい\_いつ頃から,19.便が黒色になってきた,20.便が黒色\_はい\_いつ頃から,21.腹痛がある,22.腹痛\_はい\_いつ頃から,23.どの病気がある,24.はい\_病名は,25.生理中である(生理後3日間を含む),26.胃・十二指腸・食道の病気:ない,27.胃・十二指腸・食道の病気:①かいよう,28.胃・十二指腸・食道の病気:②ポリープ,29.胃・十二指腸・食道の病気:③腫よう,30.胃・十二指腸・食道の病気:④その他,31.胃・十二指腸・食道の病気\_その他の内容,32.大腸の病気:ない,33.大腸の病気:①ポリープ,34.大腸の病気:②憩室,35.大腸の病気:③大腸炎,36.大腸の病気:④腫よう,37.大腸の病気:⑤その他,38.大腸の病気\_その他の内容,39.便の潜血検査を受けたことがあるか,40.潜血検査\_ある\_年月,41.潜血検査\_ある\_その結果は,42.注腸造影\_大腸内視鏡を受けたことがあるか,43.注腸造影\_大腸内視鏡\_ある\_年月,44.注腸造影\_大腸内視鏡\_ある\_その結果は,45.血縁の方でがんにかかった人がいるか,46.いる\_病名,47.貧血,48.リンパ節腫大,49.腹部,50.腫瘤触知,51.免疫便潜血検査結果,52.医師名,53.請求日

〈大腸がん精検〉

1.年度,2.受診日,3.医療機関名,4.年度末年齢,5.精密検査方法:注腸検査,6.精密検査方法:大腸内視鏡検査,7.精密検査方法:生検,8.精密検査方法:ポリペクトミー,9.精密検査方法:EMR,10.精密検査方法:病理結果,11.精密検査方法:その他,12.その他内容(検査方法),13.精密検査結果:異常なし,14.精密検査結果:大腸がん,15.精密検査結果:大腸がん疑,16.精密検査結果:大腸ポリープ,17.精密検査結果:大腸憩室,18.精密検査結果:大腸炎(潰瘍性含む),19.精密検査結果:痔核,20.精密検査結果:その他,21.その他,22.事後処理,23.事後処理\_他の医療機関へ紹介の内容

〈子宮がん検診〉

1.年度,2.受診日,3.医療機関名,4.年度末年齢,5.初再検区分,6.標本の適否,7.不適正理由,8.NILM(陰性),9.ASC-US(異型扁平上皮細胞:軽度病),10.ASC-H(異型扁平上皮細胞:高度病),11.LSIL(軽度扁平上皮内病変),12.HSIL(高度扁平上皮内病変),13.SCC(扁平上皮癌),14.AGC(異型腺細胞),15.AIS(上皮内腺癌),16.Adenocarcinoma(腺癌),17.other malig.(その他悪性腫瘍),18.体がん検診,19.頸がん指導方針,20.11.その他の内容,21.体がん指導方針,22.11.その他の内容,23.HPV検査,24.総合指導区分,25.クラス分類,26.判定,27.クーポン券,28.請求日

〈子宮がん精検〉

1.年度,2.結果確定日,3.医療機関名,4.年度末年齢,5.受診日年齢,6.整理番号,7.頸部結果,8.頸部結果(異形成),9.体部結果

〈乳がん検診〉

1.年度,2.検診受診日,3.医療機関名,4.年度末年齢,5.MMG\_右\_カテゴリ,6.MMG\_左\_カテゴリ,7.US\_右\_カテゴリ,8.US\_左\_カテゴリ,9.検診医判定,10.経過観察の内容,11.経過観察の内容\_備考,12.要精検医療機関名(紹介先),13.要精検医療機関名\_備考,14.読影会判定\_MMG\_右\_カテゴリ,15.読影会判定\_MMG\_左\_カテゴリ,16.読影会判定\_US\_右\_カテゴリ,17.読影会判定\_US\_左\_カテゴリ,18.総合判定,19.要経過観察\_\_ヵ月後,20.クーポン券,21.請求日

## (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

〈乳がん精検〉1.年度,2.精検受診日,3.精検実施医療機関,4.年度末年齢,5.精検実施医療機関\_備考,6.一次検診日,7.精検受診日年齢,8.視触診,9.乳腺超音波断層検査,10.マンモグラフィ,11.細胞・組織診,12.CT,13.MRI,14.その他(検査方法),15.精密検査結果,16.がんであった場合,17.原発性のがんであった場合,18.早期がんであった場合,19.乳腺症,20.繊維腺腫,21.のう胞,22.異常分泌,23.その他(精検結果),24.乳がん以外の疾患名\_その他の内容,25.要手術,26.入院治療,27.通院治療,28.経過観察,29.他院紹介,30.その他,31.指示事項\_他院紹介の内容,32.指示事項\_その他の内容

### 〈肝炎ウイルス検診〉

1.年度,2.検査年月日,3.医療機関名,4.年度末年齢,5.種別,6.保険証の種類,7.HBs抗原(値),8.B型\_感染,9.HCV抗体(値),10.抗体検査,11.C型\_感染,12.実施方法,13.請求日

### 〈眼科検診〉

1.年度,2.健診日,3.医療機関名,4.年度末年齢,5.コース,6.受付番号,7.総合判定,8.病名,9.血圧,10.視力\_右,11.視力\_左,12.外眼部所見,13.精密眼圧検査\_右,14.精密眼圧検査\_左,15.透光体所見,16.眼底所見,17.1.視力低下,18.2.視野が狭い,19.3.ゆがんで見える,20.4.眼痛,21.5.頭痛,22.6.疲れ目,23.7.肩こり,24.8.目が乾く,25.9.口が渇く,26.10.吐き気,27.11.その他,28.1.コンタクトレンズを使用しているか,29.2.視力矯正手術を受けたことがあるか,30.3.血圧を下げる薬を使用しているか,31.4.インスリン注射・血糖を下げる薬を服用,32.5.コレステロールを下げる薬を使用しているか,33.6.脳卒中の治療を受けたことがあるか,34.7.心臓病の治療を受けたことがあるか,35.8.腎不全の治療を受けたことがあるか,36.9.貧血と言われたことがあるか,37.10.たばこを習慣的に吸っているか,38.11.今までかかった病気,39.12.現在治療中の病気,40.請求日

### 〈骨粗しょう症検診〉

1.年度,2.受診日,3.医療機関名,4.年度末年齢,5.受診日年齢,6.検査番号,7.総合判定,8.DXA法による骨密度,9.YAMと比較した数値,10.同年齢と比較した数値,11.測定機械名称,12.測定結果比較 Tスコア,13.測定結果比較 Zスコア,14.音響的骨評価値,15.YAMと比較したOS I,16.同年齢と比較したOS I,17.請求日

### 〈結核検診〉

1.年度,2.受診日,3.医療機関名,4.年度末年齢,5.受付NO.,6.整理NO.,7.フィルムNO.,8.総合判定,9.所見,10.所見内容

### 〈胃がんABC検診〉

1.年度,2.受診日,3.医療機関名,4.年度末年齢,5.総合判定,6.ヘリコバクター・ピロリ抗体(HP),7.ペプシノゲン I (PG I),8.ペプシノゲン II (PG II),9.ペプシノゲン I / II 比,10.今後の方針,11.コメント,12.医師名,13.胃や十二指腸疾患で治療を受けたことがある,14.ピロリ菌の除菌治療を受けたことがある,15.胃の手術(切除)を受けたことがある,16.3年以内に胃の内視鏡を受けたことがある,17.血縁でがんにかかった人がいる,18.いる\_続柄,19.いる\_部位,20.いる\_続柄,21.いる\_部位,22.タバコはすいますか,23.やめた\_喫煙開始年齢,24.やめた\_喫煙終了年齢,25.やめた\_1日の本数,26.すう\_1日の本数,27.すう\_喫煙期間,28.お酒を飲みますか,29.塩辛いものをよく食べますか,30.過去2か月以内のプロトンポンプ阻害薬の服用,31.腎機能が悪いといわれたことがありますか,32.精密検査\_受診日,33.精密検査\_結果,34.異常あり\_所見,35.異常あり\_所見,36.異常あり\_所見,37.異常あり\_コメント,38.病理組織検査,39.病理組織検査\_結果,40.精密検査\_今後の方針,41.今後の方針\_コメント,42.精密検査\_医師,43.精密検査\_医療機関

### 〈成人歯科健診〉

1.年度,2.受診日,3.医療機関名,4.年度末年齢,5.判定区分,6.種別,7.歯や口の状態,8.歯が痛い、しみる,9.歯ぐきから血やうみがでる,10.あごの関節が痛くなる,11.歯ぐきがはれている,12.口臭が気になる,13.食べ物が歯間にはさまる,14.かみにくい、飲み込みにくい,15.口の中が渇く,16.しゃべりにくい,17.歯の形や色、歯並びが気になる,18.かかりつけの歯科医がある,19.定期的に歯科健診や歯石除去,20.糸ようじ(フロス)や歯間ブラシを使用,21.鏡で歯や歯ぐきを観察,22.1日に歯を磨く回数,23.たばこを吸う,24.たばこの歯周病への影響,25.糖尿病,26.糖尿病が歯周病に影響を与えらると思う,27.「8020」を知っている,28.入れ歯を常時使用,29.歯の本数を知っている,30.歯みがき剤の使用,31.「はい」と答えた方→歯みがき剤(フッ素),32.十分な歯磨き,33.来院区分,34.舌の状態,35.歯肉炎,36.歯周炎,37.歯石沈着,38.口腔粘膜の状態,39.顎関節,40.歯列不正,41.レントゲン検査の必要性,42.むし歯(未処置歯),43.健全歯,44.処置歯,45.喪失歯(要補綴歯),46.欠損補綴歯,47.現在の歯数,48.総義歯,49.局部義歯,50.口腔清掃状態,51.歯肉の状態,52.指示事項,53.請求日

### 〈団体内統合宛名〉

1.個人番号、2.団体内宛名番号”

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
健康診査実施事務情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	個人番号カード、または通知カードと本人確認書類の提示による本人確認を厳守する。申請内容等と健康管理システムの登録情報との確認を行うことにより、申請内容の確認を行う。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・本人からの申請等による入手については、必要項目のみ記載できる用紙を使用し、必要な情報以外の入手を防止する。 ・システムにおいては、情報の取得を必要情報のみに限定しており、それ以外の情報の取得はできない構成となっている。
その他の措置の内容	－
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<事務における措置> ①個人番号カード、または通知カードと本人確認書類の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報入手を防止する。 ②申請書等への記載を求める場合、若しくは調査又は照会等を行う際は、利用目的等を示した上で実施している。 ③システムを利用する職員を限定している。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	個人番号カード、または通知カードと本人確認書類の提示を受け、必ず本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	データ化してシステムに取り込む際に論理的エラーチェックを行い正確性を確保し、個人番号に加え基本4情報の合致により対象者の確認を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・申請による入手においては、対面での聞き取り及び添付書類との照合により正確性を確保し、併せて庁内連携や情報提供ネットワークによる照会により入手情報の正確性を担保する。 ・正確性に疑義が生じた場合は、随時調査を行い補正を行う。
その他の措置の内容	－
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	申請書等の紙媒体については、定められた保管場所で施錠管理を行う。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
－	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザ単位の権限により、不要なアクセスを行えないよう制御している。</li> <li>・個人番号を利用しない各システムから要求に応じないよう制御している。</li> </ul>
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内連携システムについても、アクセス権限が設定されており、権限のない業務システムについてはアクセスできない仕組みとなっている。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを利用できる職員を限定しており、生体認証とすることでなりすましを防止している。</li> </ul>
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権限の妥当性を確認した上で各事務を所管する事業課からの依頼に応じて必要な権限を付与している。</li> <li>・職員が退職した等により、システムを利用しなくなった場合については、各事務を所管する事業課からの依頼に応じて、速やかにシステムの利用権限を消去することとしている。</li> </ul>
アクセス権限の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権限の妥当性を確認した上で各事務を所管する事業課からの依頼に応じて必要な権限を付与している。</li> <li>・アクセス権限は定期的に更新を行っている。</li> </ul>
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ]      <選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセスログやシステム操作の履歴(利用者ID、日時、システムへのアクセス状況、データへのアクセス状況)を記録している。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生体認証や権限設定により対象外の情報にはアクセスできない仕組みとなっている。</li> <li>・職員に対して情報セキュリティ研修を実施し、事務外利用の禁止について指導している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの権限設定により、管理者以外は複製ができない仕組みとなっている。</li> <li>・情報セキュリティ研修において、複製禁止について指導している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	委託事業者選定条件として、ISMS及びプライバシーマークの認証取得を要求しているほか、業務実績など社会的信用と能力があることを確認している。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ]	<選択肢> 1) 制限している                      2) 制限していない
具体的な制限方法	システムへのアクセス制限を設け、不要な機能は付与していない。システムへアクセスする際は、事前に作業者、作業目的、作業に日時などを報告させ市による承諾を得ることとしている。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している                      2) 記録を残していない
具体的な方法	・委託事業者全員に個人ごとにIDを付与し、アクセス記録を保存している。	
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                              2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針に基づき、越谷市の指示又は承諾があったときを除き、委託契約事務に係る個人情報を第三者に提供することを禁止している。また、必要に応じて委託先に対し報告を求める又は検査等を行う。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針に基づき、委託先に提供する際は、受託する事務を処理するために必要最小限のものとする。委託先の事業所内からの搬送は、越谷市の承諾があったときを除き、行ってはならない。なお、搬送の際は、従事者名簿に記載されている者が行う。	
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                              2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針に基づき、委託先は、委託契約が終了し、又は解除された場合は、契約事務に係る特定個人情報を速やかに越谷市に返還し、又は越谷市の指示若しくは承諾があるときは、漏えいをきたさない方法で確実に処分することを義務付けている。越谷市は、確実に処分したことについて、証明書等により確認するものとする。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                              2) 定めていない
規定の内容	越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針に基づき、委託先における安全管理措置、秘密保持、厳重な保管及び搬送、再委託の禁止等、委託目的以外の利用等の禁止、複写及び複製の禁止、事故発生時の報告義務、委託契約終了時の個人情報の返還又は処分などを規定している。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない            4) 再委託していない
具体的な方法	-	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		





7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>&lt;越谷市における処置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大部分のシステムについては、停電への備えや耐震性能を備えた強固なデータセンターへサーバを移設している。</li> <li>・庁内サーバ室、データセンターの出入口には生体認証による入退室管理設備を設置している。</li> <li>・庁内サーバ室へ入室可能な職員等を限定し、更には入退室管理簿の記入を徹底している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>&lt;越谷市における処置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンピュータウイルス監視ソフトを導入している。また新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルを定期的に更新している。</li> <li>・システムを利用できる職員を限定している。</li> <li>・ログインには生体認証を用いており、簡単になりすましができないよう制御している。</li> <li>・アクセスログや操作ログといった履歴を記録している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	—
	再発防止策の内容	—
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	・死者の個人番号と生存する個人の個人番号とを分けて管理しないため、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	・個人番号を含め宛名情報については、住民記録システムより、随時、異動データを連携することにより最新化する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	各庁内連携システムの特定個人情報の保存期間等を考慮して、定期的に削除を実施することとしている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種対象者関係情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>&lt;予防接種事務における措置&gt; 個人番号カード、または通知カードと本人確認書類の提示による本人確認を厳守する。 申請内容等と健康管理システムの登録情報との確認を行うことにより、申請内容の確認を行う。 &lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt; ①転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人からの申請等による入手については、必要項目のみ記載できる用紙を使用し、必要な情報以外の入手を防止する。</li> <li>・システムにおいては、情報の取得を必要情報のみに限定しており、それ以外の情報の取得はできない構成となっている。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;予防接種事務における措置&gt; ①個人番号カード、または通知カードと本人確認書類の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報入手を防止する。 ②申請書等への記載を求める場合、若しくは調査又は照会等を行う際は、利用目的等を示した上で実施している。 ③システムを利用する職員を限定している。 &lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt; ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	個人番号カード、または通知カードと本人確認書類の提示を受け、必ず本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	データ化してシステムに取り込む際に論理的エラーチェックを行い正確性を確保し、個人番号に加え基本4情報の合致により対象者の確認を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請による入手においては、対面での聞き取り及び添付書類との照合により正確性を確保し、併せて庁内連携や情報提供ネットワークによる照会により入手情報の正確性を担保する。</li> <li>・正確性に疑義が生じた場合は、随時調査を行い補正を行う。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>申請書等の紙媒体については、定められた保管場所で施錠管理を行う。 &lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt; 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt; ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ アクセスできるように制御している。</p>	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザ単位の権限により、不要なアクセスを行えないよう制御している。</li> <li>・個人番号を利用しない各システムから要求に応じないよう制御している。</li> <li>・中間サーバーからの要求に応じるだけであるため、必要な情報の切分けは中間サーバーで行われている。</li> <li>・特定個人情報の中間サーバーへの連携システムであり、その他のシステムに連携する機能は有していない。</li> </ul>
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の業務システムについても、アクセス権限が設定されており、権限のない業務システムについてはアクセスできない仕組みとなっている。</li> <li>＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞</li> <li>・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>＜福祉宛名システム、中間サーバー、統合宛名システム、住基ネットにおける措置＞</li> <li>・システムを利用できる職員を限定しており、生体認証とすることでなりすましを防止している。</li> <li>＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞</li> <li>権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。</li> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。</li> <li>・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。</li> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。</li> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。</li> </ul>
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>＜福祉宛名システム、中間サーバー、統合宛名システム、住基ネットにおける措置＞</li> <li>・権限の妥当性を確認した上で各事務を所管する事業課からの依頼に応じて必要な権限を付与している。</li> <li>・職員が退職した等により、システムを利用しなくなった場合については、各事務を所管する事業課からの依頼に応じて、速やかにシステムの利用権限を消去することとしている。</li> <li>＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞</li> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。</li> </ul>
アクセス権限の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権限の妥当性を確認した上で各事務を所管する事業課からの依頼に応じて必要な権限を付与している。</li> <li>・アクセス権限は定期的に更新を行っている。</li> <li>＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞</li> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。</li> </ul>
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ]      <選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>＜福祉宛名システム、中間サーバー、統合宛名システム、住基ネットにおける措置＞</li> <li>・アクセスログやシステム操作の履歴(利用者ID、日時、システムへのアクセス状況、データへのアクセス状況)を記録している。</li> <li>＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞</li> <li>・システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>生体認証や権限設定により対象外の情報にはアクセスできない仕組みとなっている。</li> <li>職員に対して情報セキュリティ研修を実施し、事務外利用の禁止について指導している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている      2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;予防接種事務における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>システムの権限設定により、管理者以外は複製ができない仕組みとなっている。</li> <li>情報セキュリティ研修において、複製禁止について指導している。</li> </ul> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようになっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。</li> <li>作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。</li> <li>作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。</li> <li>電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。</li> <li>電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。</li> <li>管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている      2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の2つの場面に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。</li> <li>・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。</li> </ul> <p>②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	委託事業者選定条件として、ISMS及びプライバシーマークの認証取得を要求しているほか、業務実績など社会的信用と能力があることを確認している。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	システムへのアクセス制限を設け、不要な機能は付与していない。システムへアクセスする際は、事前に作業員、作業目的、作業に日時などを報告させ市による承諾を得ることとしている。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・委託事業者全員に個人ごとにIDを付与し、アクセス記録を保存している。	
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針に基づき、越谷市の指示又は承諾があったときを除き、委託契約事務に係る個人情報を第三者に提供することを禁止している。また、必要に応じて委託先に対し報告を求める又は検査等を行う。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針に基づき、委託先に提供する際は、受託する事務を処理するために必要最小限のものとする。委託先の事業所内からの搬送は、越谷市の承諾があったときを除き、行ってはならない。なお、搬送の際は、従事者名簿に記載されている者が行う。	
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針に基づき、委託先は、委託契約が終了し、又は解除された場合は、契約事務に係る特定個人情報を速やかに越谷市に返還し、又は越谷市の指示若しくは承諾があるときは、漏えいをきたさない方法で確実に処分することを義務付けている。越谷市は、確実に処分したことについて、証明書等により確認するものとする。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針に基づき、委託先における安全管理措置、秘密保持、厳重な保管及び搬送、再委託の禁止等、委託目的以外の利用等の禁止、複写及び複製の禁止、事故発生時の報告義務、委託契約終了時の個人情報の返還又は処分などを規定している。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	-	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	使用部署からデータ利用申請を提出させ、事務担当部署がその法的根拠等を判断し、承認したものののみ移転を許可することを内部規定に定めている。	
その他の措置の内容	庁内サーバー室等への入室管理を行い、特定個人情報の提供・移転リスクを最小限にしている。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、当市区町村への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</p> <p>②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>		

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと統合宛名システム、情報提供ネットワークとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(統合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を担保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を担保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを正本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

- ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>&lt;越谷市における処置&gt; ・大部分のシステムについては、停電への備えや耐震性能を備えた強固なデータセンターへサーバを移設している。 ・庁内サーバ室、データセンターの出入口には生体認証による入室管理設備を設置している。 ・庁内サーバ室へ入室可能な職員等を限定し、更には入室管理簿の記入を徹底している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における措置&gt; ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p>
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>&lt;越谷市における処置&gt; ・コンピュータウイルス監視ソフトを導入している。また新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルを定期的に更新している。 ・システムを利用できる職員を限定している。 ・ログインには生体認証を用いており、簡単になりすぎることができないよう制御している。 ・アクセスログや操作ログといった履歴を記録している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における措置&gt; ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	・死者の個人番号と生存する個人の個人番号とを分けて管理しないため、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・個人番号を含め宛名情報については、住民記録システムより、随時、異動データを連携することにより最新化する。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	各庁内連携システムの特定個人情報の保存期間等を考慮して、定期的に削除を実施することとしている。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p>&lt;越谷市における措置&gt; ・毎年、情報セキュリティに関連する意識調査を実施し、特定個人情報の保護に努めている。 ・毎年、維持管理点検により、特定個人情報の保存、アクセス記録、持ち出し履歴等について適切に取り扱っているかのチェックをしている。 &lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的な自己点検を実施している。 &lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt; 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>
②監査	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p>&lt;越谷市における措置&gt; ・毎年、マイナンバーを含む個人情報の扱いについて、情報セキュリティを専門に扱う事業者と契約し、外部監査を実施している。 &lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的な監査を実施している。 &lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt; 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p>&lt;越谷市における措置&gt; ・毎年、情報セキュリティや個人情報(マイナンバーも含む)についての研修を受講している。また、受講できない職員については研修資料を回覧するなどの情報共有を図り、勉強の機会を与えている。 &lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施している。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を実施している。 &lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt; 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>
3. その他のリスク対策	
<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt; 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に 則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	

## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	越谷市総務部総務課 住所：〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話：048-963-9136
②請求方法	本人確認書類の提示および指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 ※電話、FAX及び郵送での請求は、開示請求者が本人であることが十分に確認できないことから認めていない。
特記事項	任意の書式においても記載事項を網羅していれば、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③手数料等	[ 無料 ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 有料 2) 無料</span> (手数料額、納付方法： 手数料は無料である。ただし、写しの交付を希望する場合は、写しの作成に要する費用を現金にて納付する。)
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 行っている 2) 行っていない</span>
個人情報ファイル名	健康診査実施事務情報ファイル、予防接種対象者関係情報ファイル
公表場所	第二庁舎2階 情報公開センター
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	越谷市保健医療部健康づくり推進課 住所：〒343-0023 埼玉県越谷市東越谷十丁目31番 電話：048-960-1100
②対応方法	受付票を作成し、問合せ内容・対応等について記録を残す。

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	
②実施日・期間	
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

### (別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	越谷市総務部文書法規課情報公開センター 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9136	越谷市総務部総務課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9136	事後	平成28年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
平成28年4月1日			「健康づくり推進に関する事務」を「健康増進及び予防接種に関する事務」に統合	事後	年度の切替えと併せた事務の見直しに伴う統合(しきい値判断結果は変更なし)
平成29年6月30日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	藤城 浩幸	櫻田 尚之	事後	所属長の変更
平成30年6月5日	特定個人情報保護評価書の見直し	変更なし	変更なし	事後	変更なし
令和1年6月20日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	櫻田 尚之	課長	事後	様式の見直しによる記載事項の変更
	特記事項	記載なし	健康増進及び予防接種に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	1健康増進法に基づく各種健診 【概要】健康増進法に基づく各種検診など、市民の健康増進に関する事業の提供・結果管理を行う 【具体的内容】 対象者への受診券、勸奨通知の発行、事業対象であることの確認、事業の提供、事後指導・結果管理に関する事務 2予防接種法に基づく予防接種 【概要】予防接種法に基づく予防接種の実施、接種記録の管理・保管に関する事務を行う。 【具体的内容】 対象者への接種勧奨、予防接種の実費徴収、医療機関での予防接種の実施、医療機関への接種委託料の支払い、接種記録の管理・保管に関する事務、情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会、提供事務	1健康増進法に基づく各種健診 【概要】健康増進法に基づく各種検診など、市民の健康増進に関する事業の提供・結果管理を行う 【具体的内容】 対象者への受診券、勸奨通知の発行、事業対象であることの確認、事業の提供、事後指導・結果管理に関する事務 2予防接種法に基づく予防接種 【概要】予防接種法に基づく予防接種の実施、接種記録の管理・保管に関する事務を行う。 【具体的内容】 対象者への接種勧奨、予防接種の実費徴収、医療機関での予防接種の実施、医療機関への接種委託料の支払い、接種記録の管理・保管に関する事務、情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会、提供事務 3新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 システム4 ③他のシステムとの接続	[ ] 宛名システム等	[ ○ ] 宛名システム等	事前	
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 システム5 ①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネットシステム」という。)	住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)	事後	文言整理
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 システム6 ①システムの名称	記載なし	ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務システム6 ②システムの機能	記載なし	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務システム7 ②システムの機能	記載なし	[○] その他(健康管理システム)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
	I 基本情報 5. 個人番号の利用法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第1 10の項、76の項(主務省令事項を定める命令第10条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号、第54条)	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一 10の項、76の項 ・第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供) 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第10条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号、第54条	事後	番号法改正に伴う変更
	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 17の項、18の項及び19の項 健康診査実施事務情報ファイルについては実施せず	情報照会: 番号法第19条第8号及び別表第二 16の2項、17項、18項、19項 情報提供: 番号法第19条第8号及び別表第二 16の2項、16の3 健康診査実施情報ファイルについては実施せず	事後	番号法改正に伴う変更
令和3年4月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署	保健医療部市民健康課	保健医療部健康づくり推進課	事後	令和3年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ① 保管場所	<p>&lt;越谷市における措置&gt; 入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。 紙媒体については越谷市文書管理規程により施錠できるファイリングキャビネットに保管する。 電子記録媒体については、施錠できる場所に保管する。</p>	<p>&lt;越谷市における措置&gt; ①入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 ②サーバへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。 ③紙媒体については越谷市文書管理規程により施錠できるファイリングキャビネットに保管する。</p>	事後	文言整理
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ① 保管期間 その妥当性	記載なし	検診後、当分の間、経過の確認が必要なため、長期間保管する必要がある。	事後	新規追加
	[健康診査実施事務情報ファイル] Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ① 消去方法	<p>&lt;越谷市における措置&gt; ①サーバやパソコン等の処理時には、データ消去ソフトによりデータ復元不可能な状態にし、物理的な破棄を行う。 ②申請書等紙媒体については、内部にて定められた期間保存後溶解処理を行う。 ③電子記録媒体については、内部にて定められた期間保存後、読み取りが不可能な状態にして破棄している。</p>	<p>&lt;越谷市における措置&gt; ①サーバやパソコン等の処理時には、データ消去ソフトによりデータ復元不可能な状態にし、物理的な破棄を行う。 ②申請書等紙媒体については、内部にて定められた期間保存後溶解処理を行う。</p>	事後	文言整理
	[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ① 入手元	[ <input type="radio"/> ] 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町地方税情報所管課)	[ <input type="radio"/> ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( )	事後	文言整理
	[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ② 入手方法	[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	[ <input type="radio"/> ] その他 (ワクチン接種記録システム(VRS))	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>[予防接種対象者関係情報ファイル]  II 特定個人情報ファイルの概要  3. 特定個人情報の入手・使用  ③ 入手の時期・頻度</p>	<p>・連絡先情報については本人から申請を受けた都度入手する。  ・業務関係情報の地方税関係情報については、情報提供ネットワークシステムを使用して申請を受けた都度入手する。  ・接種記録については、接種を行った医療機関から月次単位で入手する。</p>	<p>・連絡先情報については本人から申請を受けた都度入手する。  ・業務関係情報の地方税関係情報については、情報提供ネットワークシステムを使用して申請を受けた都度入手する。  ・接種記録については、接種を行った医療機関から月次単位で入手する。  &lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務&gt;  ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度(転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ)  ・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
	<p>[予防接種対象者関係情報ファイル]  II 特定個人情報ファイルの概要  3. 特定個人情報の入手・使用  ③ 入手に係る妥当性</p>	<p>・連絡先情報及び地方税関係情報を本人等から入手する場合、本人又は本人の代理人等が必要となった時に申請書により申請を行うため、情報は申請を受けた都度入手する。  ・連絡先情報及び地方税関係情報を情報提供ネットワークを使用して入手する場合、本人又は本人の代理人等が必要となった時に申請書により申請を行うため、情報は申請を受けた都度入手する。  ・接種記録は実施した医療機関から月ごとに入手する。</p>	<p>・連絡先情報及び地方税関係情報を本人等から入手する場合、本人又は本人の代理人等が必要となった時に申請書により申請を行うため、情報は申請を受けた都度入手する。  ・連絡先情報及び地方税関係情報を情報提供ネットワークを使用して入手する場合、本人又は本人の代理人等が必要となった時に申請書により申請を行うため、情報は申請を受けた都度入手する。  ・接種記録は実施した医療機関から月ごとに入手する。  &lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務&gt;  ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手する。(番号法第19条第15号)  ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第15号)</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
	<p>[予防接種対象者関係情報ファイル]  II 特定個人情報ファイルの概要  3. 特定個人情報の入手・使用  ⑤ 本人への明示</p>	<p>本人等から入手する場合は本人等に対し、使用目的等を文書に明示又は口頭で説明する。</p>	<p>本人等から入手する場合は本人等に対し、使用目的等を文書に明示又は口頭で説明する。また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、接種者からの同意を得て入手する。</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	[予防接種対象者関係情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体	保健医療部市民健康課	保健医療部健康づくり推進課	事後	令和3年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
	[予防接種対象者関係情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	①対象者の資格管理 住民票関係情報、地方税関係情報、本人等の申請内容等をシステムに登録し、登録された情報を基に予防接種法に基づく予防接種の対象者及び予防接種費用の実費の有無を確認する。 ②接種記録の管理・保管 システムに接種記録を登録し、接種記録の管理・保管を行う。 ③予防接種費用の実費徴収に関する事務 本人等の申請、住民票関係情報、地方税関係情報等のシステムに登録された情報を基に、予防接種費用の実費に係る免税対象者の確認及び確認結果の通知を行う。	①対象者の資格管理 住民票関係情報、地方税関係情報、本人等の申請内容等をシステムに登録し、登録された情報を基に予防接種法に基づく予防接種の対象者及び予防接種費用の実費の有無を確認する。 ②接種記録の管理・保管 システムに接種記録を登録し、接種記録の管理・保管を行う。 ③予防接種費用の実費徴収に関する事務 本人等の申請、住民票関係情報、地方税関係情報等のシステムに登録された情報を基に、予防接種費用の実費に係る免税対象者の確認及び確認結果の通知を行う。 ④新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
	[予防接種対象者関係情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	申請者情報を住民票関係情報、地方税関係情報と突合し、対象者の資格を確認する。	申請者情報を住民票関係情報、地方税関係情報と突合し、対象者の資格を確認する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。(転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う。)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	[予防接種対象者関係情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	記載なし	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
	[予防接種対象者関係情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	記載なし	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
	[予防接種対象者関係情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	記載なし	[特定個人情報ファイルの一部]	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
	[予防接種対象者関係情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	記載なし	[10万人以上100万人未満]	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	[予防接種対象者関係情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	記載なし	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
	[予防接種対象者関係情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	記載なし	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
	[予防接種対象者関係情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ③委託先における取扱者数	記載なし	[ 10人以上50人未満 ]	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
	[予防接種対象者関係情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	記載なし	[ <input type="radio"/> ]その他 (LG-WAN回線を用いた提供)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑤委託先名の確認方法	記載なし	下記、「⑥委託者名」の項の記載より確認できる。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
	[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑥委託先名	記載なし	株式会社ミラボ	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
	[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託 ⑦再委託の有無	記載なし	[ 再委託しない ]	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
	[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	[ ○ ]行っていない	[ ○ ]提供を行っている ( 1 )件	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
	[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1	記載なし	市区町村長	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠	記載なし	番号法 第19条第15号	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
	[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ②提供先における用途	記載なし	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
	[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ③提供する情報	記載なし	市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
	[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ④提供する情報の対象となる本人の数	記載なし	[ 10万人以上100万人未満 ]	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
	[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	記載なし	「2. 基本情報 ③対象者となる本人の範囲」と同じ	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	[予防接種対象者関係情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ⑥提供方法	記載なし	[ ○ ]その他 (ワクチン接種記録システム(VRS))	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
	[予防接種対象者関係情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ⑦時期・頻度	記載なし	当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>[予防接種対象者関係情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所</p>	<p>&lt;越谷市における措置&gt; 入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 サーバーへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。 紙媒体については越谷市文書管理規程により施錠できるファイリングキャビネットに保管する。 電子記録媒体については、施錠できる場所に保管する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>&lt;越谷市における措置&gt; ①入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 ②サーバーへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。 ③紙媒体については越谷市文書管理規程により施錠できるファイリングキャビネットに保管する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt; ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
	<p>[予防接種対象者関係情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管期間</p>	[ 10年以上20年未満 ]	[ 20年以上 ]	事後	見直しに伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>[予防接種対象者関係情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管期間 その妥当性</p>	<p>予防接種関係法令に基づき少なくとも5年間は適正に管理・保存を行うことが規定されているため</p>	<p>予防接種法施行令第6条の2において、5年間保管すると定められているが、接種記録確認等の事務のため長期間保管する必要がある。</p>	事後	見直しに伴う変更
	<p>[予防接種対象者関係情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法</p>	<p>&lt;越谷市における措置&gt; サーバやパソコン等の処分時には、データ消去ソフトによりデータ復元が不可能な状態にしている。 申請書等紙媒体については、内部にて定められた期間保存後溶解処理を行う。 電子記録媒体については、内部にて定められた期間保存後、読み取りが不可能な状態にして破棄している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>	<p>&lt;越谷市における措置&gt; ①サーバーやパソコン等の処理時には、データ消去ソフトによりデータ復元不可能な状態にし、物理的な破棄を行う。 ②申請書等紙媒体については、内部にて定められた期間保存後溶解処理を行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt; ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	[健康診査実施事務情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先から他社への提供に関するルール遵守の確認方法	「越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針」及び「個人情報取扱特記事項」に基づき、再委託は原則として禁止としているが、越谷市と委託先との協議の上、正当な事由により越谷市の承諾があった場合に限り、再委託を認めている。	越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針に基づき、越谷市の指示又は承諾があったときを除き、委託契約事務に係る個人情報を第三者に提供することを禁止している。また、必要に応じて委託先に対し報告を求める又は検査等を行う。	事後	見直しに伴う変更
	[健康診査実施事務情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	「越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針」及び「個人情報取扱特記事項」に基づき、委託先に対して、秘密の保持、厳重な保管及び搬送、委託目的以外の利用等の禁止、複写及び複製の禁止、委託契約終了時の個人情報の返還・処分を義務付けている。また、必要があると認められるときは、委託先に対し報告、検査等を求めることができる。	越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針に基づき、委託先に提供する際は、受託する事務を処理するために必要最小限のものとする。委託先の事業所内からの搬送は、越谷市の承諾があったときを除き、行ってはならない。なお、搬送の際は、従事者名簿に記載されている者が行う。	事後	見直しに伴う変更
	[健康診査実施事務情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ルールの内及びルール遵守の確認方法	「越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針」及び「個人情報取扱特記事項」に基づき、委託先は、委託契約が終了し、又は解除された場合は、契約事務に係る個人情報を速やかに越谷市に返還し、又は越谷市の指示若しくは承諾があるときは、漏えいを来さない方法で確実に処分することを義務付けている。	越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針に基づき、委託先は、委託契約が終了し、又は解除された場合は、契約事務に係る特定個人情報を速やかに越谷市に返還し、又は越谷市の指示若しくは承諾があるときは、漏えいを来さない方法で確実に処分することを義務付けている。越谷市は、確実に処分したことについて、証明書等により確認するものとする。	事後	見直しに伴う変更
	[健康診査実施事務情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 規定の内容	「越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針」及び「個人情報取扱特記事項」に基づき、秘密の保持、厳重な保管及び搬送、委託目的以外の利用等の禁止、複写及び複製の禁止、事故発生時の報告、委託契約終了時の個人情報の返還・処分等を義務付けている。	越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針に基づき、委託先における安全管理措置、秘密保持、厳重な保管及び搬送、再委託の禁止等、委託目的以外の利用等の禁止、複写及び複製の禁止、事故発生時の報告義務、委託契約終了時の個人情報の返還又は処分などを規定している。	事後	見直しに伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手をの除く。) 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容</p>	<p>個人番号カード、または通知カードと本人確認書類の提示による本人確認を厳守する。 申請内容等と健康管理システムの登録情報との確認を行うことにより、申請内容の確認を行う。</p>	<p>&lt;予防接種事務における措置&gt; 個人番号カード、または通知カードと本人確認書類の提示による本人確認を厳守する。 申請内容等と健康管理システムの登録情報との確認を行うことにより、申請内容の確認を行う。 &lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt; ①転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
	<p>[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手をの除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;事務における措置&gt; ①個人番号カード、または通知カードと本人確認書類の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報入手を防止する。 ②申請書等への記載を求める場合、若しくは調査又は照会等を行う際は、利用目的等を示した上で実施している。</p>	<p>&lt;予防接種事務における措置&gt; ①個人番号カード、または通知カードと本人確認書類の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報入手を防止する。 ②申請書等への記載を求める場合、若しくは調査又は照会等を行う際は、利用目的等を示した上で実施している。 ③システムを利用する職員を限定している。 &lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt; ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手をの除く。) リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>申請書等の紙媒体については、定められた保管場所で施錠管理を行う。</p>	<p>申請書等の紙媒体については、定められた保管場所で施錠管理を行う。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
	<p>[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手をの除く。) リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	記載なし	<p>＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ アクセスできるように制御している。</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
	<p>[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1:目的を超えた紐づけ、事務に必要な情報との紐づけが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容</p>	<p>・他の業務システムについても、アクセス権限が設定されており、権限のない業務システムについてはアクセスできない仕組みとなっている。</p>	<p>・他の業務システムについても、アクセス権限が設定されており、権限のない業務システムについてはアクセスできない仕組みとなっている。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な管理方法</p>	<p>・システムを利用できる職員を限定しており、生体認証とすることでなりすましを防止している。 ・システムにログインする場合にパスワード認証を利用する場合、定期的にパスワードを変更している。</p>	<p>&lt;福祉宛名システム、中間サーバー、統合宛名システム、住基ネットにおける措置&gt; ・システムを利用できる職員を限定しており、生体認証とすることでなりすましを防止している。 &lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt; 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
	<p>[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法</p>	<p>・権限の妥当性を確認した上で各事務を所管する事業課からの依頼に応じて必要な権限を付与している。 ・職員が退職した等により、システムを利用しなくなった場合については、各事務を所管する事業課からの依頼に応じて、速やかにシステムの利用権限を消去することとしている。</p>	<p>&lt;福祉宛名システム、中間サーバー、統合宛名システム、住基ネットにおける措置&gt; ・権限の妥当性を確認した上で各事務を所管する事業課からの依頼に応じて必要な権限を付与している。 ・職員が退職した等により、システムを利用しなくなった場合については、各事務を所管する事業課からの依頼に応じて、速やかにシステムの利用権限を消去することとしている。 &lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt; ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法</p>	<p>・権限の妥当性を確認した上で各事務を所管する事業課からの依頼に応じて必要な権限を付与している。 ・アクセス権限は定期的に棚卸しを行っている。</p>	<p>・権限の妥当性を確認した上で各事務を所管する事業課からの依頼に応じて必要な権限を付与している。 ・アクセス権限は定期的に更新を行っている。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
	<p>[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法</p>	<p>・アクセスログやシステム操作の履歴(利用者ID、日時、システムへのアクセス状況、データへのアクセス状況)を記録している。</p>	<p>＜福祉宛名システム、中間サーバー、統合宛名システム、住基ネットにおける措置＞ ・アクセスログやシステム操作の履歴(利用者ID、日時、システムへのアクセス状況、データへのアクセス状況)を記録している。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>・システムの権限設定により、管理者以外は複製ができない仕組みとなっている。 ・情報セキュリティ研修において、複製禁止について指導している。</p>	<p>&lt;予防接種事務における措置&gt; ・システムの権限設定により、管理者以外は複製ができない仕組みとなっている。 ・情報セキュリティ研修において、複製禁止について指導している。 &lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt; 住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。 ・管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
	<p>[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	記載なし	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt; ①特定個人情報を使用する場を必要最小限に限定している。具体的には以下の2つの場面に限定している。 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認</p>	<p>委託事業者選定条件として、ISMS及びプライバシーマークの認証取得を要求しているほか、業務実績など社会的信用と能力があることを確認している。</p>	<p>委託事業者選定条件として、ISMS及びプライバシーマークの認証取得を要求しているほか、業務実績など社会的信用と能力があることを確認している。          &lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;          当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。          ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限          ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録          ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール          ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定          ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保</p>		
	<p>[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p>	<p>[○]提供・移転しない</p>	<p>[ ]提供・移転しない</p>	<p>事後</p>	<p>ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録	記載なし	[ 記録を定めている ]	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
	[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	記載なし	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
	[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール	記載なし	[ 定めている ]	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法</p>	記載なし	使用部署からデータ利用申請を提出させ、事務担当部署がその法的根拠等を判断し、承認したもののみ移転を許可することを内部規定に定めている。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
	<p>[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク その他の措置の内容</p>	記載なし	庁内サーバー室等への入室管理を行い、特定個人情報の提供・移転リスクを最小限にしている。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
	<p>[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク リスクへの対策は十分か</p>	記載なし	[ 十分である ]	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	記載なし	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt; ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
	<p>[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクへの対策は十分か</p>	記載なし	[ 十分である ]	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
	<p>[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3: 誤った情報を提供・移転しまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容</p>	記載なし	<p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt; ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受取る市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3: 誤った情報を提供・移転しまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクへの対策は十分か</p>	記載なし	[ 十分である ]	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
	<p>[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	記載なし	<p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt; ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、当市区町村への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
	<p>[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</p>	[ ○ ]接続しない(提供)	[     ]接続しない(提供)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	記載なし	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
	<p>[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われるリスク リスクへの対策は十分か</p>	記載なし	[ 十分である ]	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容</p>	記載なし	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバーと統合宛名システム、情報提供ネットワークとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(統合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を担保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を担保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
	<p>[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク リスクへの対策は十分か</p>	記載なし	[ 十分である ]	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク リスクに対する措置の内容</p>	記載なし	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ① 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ② 情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③ 情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを正本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※) 特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
	<p>[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク リスクへの対策は十分か</p>	記載なし	[ 十分である ]	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容</p>	<p>&lt;越谷市における処置&gt; ・大部分のシステムについては、停電への備えや耐震性能を備えた強固なデータセンターへサーバを移設している。 ・庁内サーバ室、データセンターの出入口には生体認証による入退室管理設備を設置している。 ・庁内サーバ室へ入室可能な職員等を限定し、更には入退室管理簿の記入を徹底している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>	<p>&lt;越谷市における処置&gt; ・大部分のシステムについては、停電への備えや耐震性能を備えた強固なデータセンターへサーバを移設している。 ・庁内サーバ室、データセンターの出入口には生体認証による入退室管理設備を設置している。 ・庁内サーバ室へ入室可能な職員等を限定し、更には入退室管理簿の記入を徹底している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における措置&gt; ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>[予防接種対象者関係情報ファイル] Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容</p>	<p>&lt;越谷市における処置&gt; ・コンピュータウイルス監視ソフトを導入している。また新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルを定期的に更新している。 ・システムを利用できる職員を限定している。 ・ログインには生体認証を用いており、簡単になりすぎることができないよう制御している。 ・アクセスログや操作ログといった履歴を記録している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う</p>	<p>&lt;越谷市における処置&gt; ・コンピュータウイルス監視ソフトを導入している。また新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルを定期的に更新している。 ・システムを利用できる職員を限定している。 ・ログインには生体認証を用いており、簡単になりすぎることができないよう制御している。 ・アクセスログや操作ログといった履歴を記録している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における措置&gt; ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>[予防接種対象者関係情報ファイル] IVその他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法</p>	<p>&lt;越谷市における措置&gt; 毎年、情報セキュリティに関連する意識調査を実施し、特定個人情報の保護に努めている</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>	<p>&lt;越谷市における措置&gt; ・毎年、情報セキュリティに関連する意識調査を実施し、特定個人情報の保護に努めている。 ・毎年、維持管理点検により、特定個人情報の保存、アクセス記録、持ち出し履歴等について適切に取り扱っているかのチェックをしている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的な自己点検を実施している。</p> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt; 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
	<p>[予防接種対象者関係情報ファイル] IVその他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容</p>	<p>&lt;越谷市における措置&gt; 毎年、特定個人情報を取扱う事業課の中から複数課所を選定して内部監査や情報セキュリティを専門に扱う事業者による外部監査を実施している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>	<p>&lt;越谷市における措置&gt; ・毎年、マイナンバーを含む個人情報の扱いについて、情報セキュリティを専門に扱う事業者と契約し、外部監査を実施している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的な監査を実施している。</p> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt; 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>[予防接種対象者関係情報ファイル] IVその他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法</p>	<p>&lt;越谷市における措置&gt; 特定個人情報の保護に必要な知識の習得を目的として、毎年、研修を実施している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	<p>&lt;越谷市における措置&gt; ・毎年、情報セキュリティや個人情報(マイナンバーも含む)についての研修を受講している。また、受講できない職員については研修資料を回覧するなどの情報共有を図り、勉強の機会を与えている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施している。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を実施している。</p> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt; 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加
	<p>[予防接種対象者関係情報ファイル] IVその他のリスク対策 3. その他のリスク対策</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt; 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に 則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う新規追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	V開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表公表場所	本庁舎2階 情報公開センター	第二庁舎2階 情報公開センター	事後	
	V開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	越谷市保健医療部市民健康課 住所: 〒343-0022 埼玉県越谷市東大沢1-12-1 電話: 048-978-3511	越谷市保健医療部健康づくり推進課 住所: 〒343-0023 埼玉県越谷市東越谷十丁目31番 電話: 048-960-1100	事後	